お済みですか？

消費税率引き上げ対策Q&A

第2回 消費税率等に関する経過措置

米田正美中小企業診断士・税理士事務所（青葉区錦町）
税理士 米田 貴光 氏

消費税引き上げ後も契約時期によっては旧税率を適用

消費税の原則的な考え方として、「商品の受け渡しやサービスの提供等が行われた時点」の税率が適用されます。しかし、消費税率10％への移行にあたっては、旧税率8％の経過措置が設けられています。つまり、一部のものについては、消費税率10％が施行される2019年10月1日（以下、施行日）以降に商品の受け渡しやサービスの提供等が行われたとしても、施行日の前日までに契約されれば、旧税率が適用される場合があるということです。

具体的な例を挙げると、施行日の半年前である2019年4月1日を「指定日」として、指定日よりも前に契約を締結する「工事の請負等」や、一定の要件を満たす「資産の貸し付け」については、経過措置により旧税率8％が適用されます（図1参照）。

経過措置	主な要件
❶旅客運賃等	施行日前に旅客運賃等を支払っていれば、施行日以後に乗車等をしても旧税率が適用になります。
❷工事の請負等	指定日の前日までに契約を締結した場合、施行日以後に目的物を完成し引渡しても旧税率が適用になります。
❸通信販売等	(1)指定日の前日までに販売条件を提示し、または、提示する準備を完了し、(2)施行日の前日までに申込みを受け、(3)提示した条件に従って施行日以後に商品を販売した場合、旧税率が適用になります。
❹資産の貸付け	(1)指定日の前日までに契約を締結し、(2)施行日前から施行日以降引続き資産の貸付けを行っており、(3)契約内容が①および②、または、①および③の要件を満たす場合には、施行日以後も旧税率が適用になります。 ①貸付けの期間および期間中の対価の額が定められていること ②事業者が事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと ③契約期間中に当事者の一方または双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他一定の要件に該当していること

図1 経過措置で適用される消費税率イメージ

円滑な経理処理のため消費税の内容を知ることも重要

また、消費税と一口に言っても、その中身は、消費税（国税消費税）と、地方消費税に分かれています。旧税率の8％と軽減税率の8％では、この内訳が異なります（図2参照）。

そのため、経過措置がとられる移行期には、2種類の8％（経過措置による旧税率8％と軽減税率8％）、それと施行日後の標準税率である10％の、合計3種類の税率が存在することになります。このため、同じ8％の税率に見えても、どちらの8％なのかを確認し、区分経理を行う必要が出てきます。

また、例えば、継続供給契約に基づき施行日前から供給されている電気料金等（電気、ガス、水道、電話など）については、必ず経過措置の旧税率8％を適用することになり、消費税率10％で税額を控除できないため、注意が必要です。

適用開始日 / 区分	現行	平成31年（2019年）10月1日	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7%（消費税額の17/63）	2.2%（消費税額の22/78）	1.76%（消費税額の22/78）
合計	8.0%	10.0%	8.0%

図2 消費税率の区分（内訳）（出典：国税庁 http://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/01.pdf）

「スクラッチ」・「メガホン」・「ポケットフォルダー」
イベント用アイテム取り揃えております。

▲削りカスが出ないスクラッチ ▲紙製メガホン ▲ポケットフォルダー

株式会社 イメージパーク
〒984-0001 仙台市若林区鶴代町4番12号
TEL 022-236-7202 FAX 022-284-8895
URL http://www.imagepark.co.jp/
印刷おまかせ.com 安心のデータ入稿からプロ印刷 印刷おまかせ 検索